

空き家をお持ちのみなさまへ

引越した

施設に入った

相続した

いろいろあって…



空き家を放置すると、責任を問われることがあります

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、東久留米市から倒壊等の危険性があるとして空き家等の除却などを勧告された場合、土地の固定資産税などの減額特例を受けられなくなります。また、50万円以下の過料に処される場合があります。

空き家を適切に管理しましょう

建物は使わないと痛みが早く進むため、再び使うときには多額の修繕費用を要することがあります。建物や敷地を定期的に点検し、建物内の換気や敷地内の整備、樹木の剪定などをしましょう。ご自身で管理することが難しいときは、裏面の相談窓口へ相談するなどし、適正に管理してください。

また、土地や建物の権利関係を確認したり、相続などについて事前に話し合うことも大事です。

専門家による相談窓口

東久留米市では協定を締結した専門家団体と、市内に空き家等を所有・管理されているみなさまからの相談に応じる相談窓口を設置しています。詳細は裏面をご覧ください。

まずは東久留米市役所にご相談ください

令和3年2月発行：環境安全部環境政策課 ☎042-470-7777(代表)



湧水の妖精
るるめちゃん



空家等に関する相談窓口のご案内

東久留米市では、専門的なアドバイスを無料で受けられるように、専門家団体と協定を結びました。
なお無料で受けられる相談内容は、団体等により異なりますので、問い合わせの際にご確認ください。

成年後見

相続

法律や手続きの相談

登記

財産管理

■ 東京三弁護士会 空き家相談窓口

(東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会)

☎ 03-3595-9100

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
10時～12時／13時～16時

■ 東京司法書士会 田無支部

☎ 042-313-0238

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
10時～16時

■ 東京都行政書士会 田無支部

☎ 042-426-8613(盛事務所)

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
10時～16時

売買・賃貸

不動産の相談

売買・賃貸

■ (公社)東京都宅地建物取引業協会 第11ブロック・北多摩支部

☎ 042-226-5891

予約受付 月・金曜日(祝休日・年末年始を除く)
10時～15時

※相談員より後日折り返しご連絡いたします。

■ (公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩北支部

☎ 042-528-2121

受付時間 月・火・木曜日(祝休日・年末年始を除く)
12時～16時

※相談員より折り返しご連絡いたします

調査

診断・改修

転用

建物や敷地の相談

敷地境界

■ 東久留米建築設計協会

☎ 042-470-7753

(東久留米市役所 環境政策課)

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
8時30分～17時

※市環境政策課へご連絡の上、相談日時を調整

■ 東京土地家屋調査士会 田無支部

☎ 042-470-7753

(東久留米市役所 環境政策課)

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
8時30分～17時

※市環境政策課へご連絡の上、相談日時を調整

遺言信託

お金の相談

融資

■ 西武信用金庫 東久留米支店

☎ 042-475-5311

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
9時～15時

※ご相談は、事前ご予約の上ご来店願います

修繕

維持管理の相談

剪定

■ 東久留米市商工会

☎ 042-471-7577

受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
9時～17時30分